

仕 様 書

- 1 契約番号 人権第38号
- 2 契約名称 人権ふれあいセンターさわやか館 デジタル複合機賃貸借契約
及び保守契約（長期継続契約）
- 3 設置場所 福知山市夜久野町板生 2738-4 人権ふれあいセンターさわやか館
- 4 契約内容 デジタル複合機の賃貸借 1台
- 5 履行期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
 - (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る福知山市の歳出予算において減額又は削減があった場合、福知山市は、この契約を変更し、又は解除することができる。
 - (2) 前号の場合において、福知山市は、受託人に対して事前に通知し、その場合は、双方協議するものとする。
- 6 設置機器仕様
 - モノクロデジタル複合機（参考機種：SHARP MX-M266FV）
 - ア 複写サイズ はがき～A3
 - イ 用紙トレイ 2段トレイ（A3、A4）+手差し機能
 - ウ コピースピード A4ヨコ 25枚/分 以上
 - エ 自動原稿送り装置
 - オ 自動両面印刷機能
 - カ ネットワークプリンタ機能
 - キ 月平均使用枚数 500枚
(ただし、上記枚数はあくまで予定であり、実際の使用枚数が下回る場合もある)
- 7 その他
 - (1) リサイクル機・リユース機は不可とする。
 - (2) 機器の本体搬入・据付及び運搬は受託人の負担とする。
 - (3) 契約期間中に正常に機能しない故障等が生じた場合、遅滞なく修理復旧すること。
 - (4) 修理に要した経費及び消耗品（トナー等）はすべて保守料金に含むものとする。